

# 日本フードシステム学会賞規程

第1条 本規程は、会則第3条第7項に基づき、フードシステム学の分野で顕著な研究業績をおさめた者及びわが国フードシステムの発展に功績のあった者を表彰することについて定める。

第2条 賞の総称を「日本フードシステム学会賞」とし、以下の5種の賞を設ける

(1)日本フードシステム学会学術賞

フードシステム学において特に顕著な研究業績を公刊した、正会員<sup>注</sup>または正会員を代表とする共同研究等メンバー(その過半数を本学会正会員とするもの)に授与する。共同研究等の場合、代表・編著者など当業績に対する主要な貢献者のみ表彰とすることもある。

(2)日本フードシステム学会研究奨励賞

研究歴が長くない会員でフードシステム研究における顕著な挑戦的研究を行った正会員に授与する。

(3)日本フードシステム学会フロンティア賞

わが国フードシステムの発展に関して顕著に寄与・貢献した正会員、賛助会員に授与する。

(4)日本フードシステム学会功績賞

フードシステム学の発展及び本学会の活動に特に大きく貢献した正会員ならびに名誉会員に授与する。

(5)日本フードシステム学会学会誌賞

本学会誌『フードシステム研究』に、特に優れた論文を執筆した正会員に授与する。

第3条 学術賞、研究奨励賞及び功績賞の受賞者は学会賞選考委員会において、フロンティア賞の受賞者はフロンティア賞選考委員会において、学会誌賞の受賞者は学会誌賞選考委員会において候補者を選定し、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

第4条1項 学会賞選考委員会で審査の対象となる者は、正会員の推薦を必要とする。自薦や選考委員からの推薦は認めない。また、審査の対象となる候補者に網羅性をもたせるため、会長が常任理事の中から複数の推薦委員を指名し、推薦を求めることもできる。

2項 フロンティア賞選考委員会で審査の対象となる者は、正会員の推薦を必要とする。必要に応じて選考委員による推薦を認める。

第5条 1項 選考委員等が候補者として推薦されるケース等、学会賞選考委員会が特段の理由があると認めた場合は、学術賞、研究奨励賞もしくは功績賞について受理された推薦に係わる審査を停止し、これを次期以降の学会賞選考委員会の審査にゆだねることができる。ただし、受賞者としての資格は推薦が受理された時点で満たされていればよいものとする。

2項 選考委員等が候補者として推薦されるケース等、フロンティア賞選考委員会が特段の理由があると認めた場合は、フロンティア賞について受理された推薦に係わる

審査を停止し、これを次期以降のフロンティア賞選考委員会の審査にゆだねることができる。ただし、受賞者としての資格は推薦が受理された時点で満たされていればよいものとする。

第6条 1項 学会賞選考委員会の定員は5名以内とし、委員長は理事の1人を、他の選考委員は正会員の中から会長が委嘱し、審査委員の氏名は任期満了後に公表する。委員の任期は2年間とし、再任を妨げないが、連続2期までとする。

2項 フロンティア賞選考委員会の定数は5名以内とし、委員長は理事の1人を、他の選考委員は正会員の中から会長が委嘱し、審査委員の氏名は任期満了後に公表する。委員の任期は2年間とし、再任を妨げないが、連続2期までとする。

第7条 表彰は賞状と副賞の授与をもってし、総会において行う。

第8条 学会賞審査規定、学会誌賞審査規定については別に定める。

第9条 本規程の改正は、常任理事会の議を経て、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

付則 本規定は2000年6月17日に制定し、2000年度から施行する。

2002年6月15日改正。

2004年6月19日改正。

2005年6月18日改正。

2012年6月16日改正。

2015年5月30日改正。

2021年6月26日改正。

注)会則第6条の規程により、学生会員も正会員に含まれている。